

難病患者レスパイト事業

～レスパイト(休息)をとって身体を休めませんか～

佐賀県では、在宅療養されている難病患者さんの安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上のため
ご家族がレスパイトできるよう、自宅に訪問看護師を派遣する(在宅レスパイト)と
患者さんが短期間入院できる(レスパイト入院)の2つの事業を行っています。
ご家族のリフレッシュや病院受診、冠婚葬祭などに広くご活用ください。



在宅レスパイト

ご家族などの介護者のレスパイトのため、
ご自宅に訪問看護師を派遣し、家族の代わりに見守りとケアを行います。

対象者

次の①～⑤すべてを満たす難病患者の方

- ①佐賀県に住所を有する方
- ②特定医療費(指定難病)受給者証または
特定疾患医療受給者証を持つ方
- ③人工呼吸器または吸引器を使用している方
- ④病状が安定しており、利用にあたり主治医の同意が得られる方
- ⑤介護者の休息等により、一時的に介護が受けられない方



利用時間

年度48時間以内(1回の利用時間は最大4時間まで)／午前9時～午後5時まで

利用者負担

特定医療費(指定難病)受給者証の階層区分に応じて自己負担があります。(0～250円/時間)
自己負担分は、訪問看護事業所に直接お支払いいただきます。

ご利用について

- ・ご家族の代わりに見守りとケアを行いますので、
通常の訪問看護と異なり、入浴や外出など人手を要することはありません。
- ・訪問看護師が訪問している間、ご家族は自宅にいても、外出していても利用できます。
- ・定期的な訪問看護の利用時間につなげて利用することもできます。



レスパイト入院

ご家族などの介護者のレスパイトのため、
難病患者さんが一時的に入院できる病床を確保し、医療機関と入院調整します。

対象者

次の①～⑤すべてを満たす難病患者の方

- ①佐賀県に住所を有する方
- ②特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証を持つ方
- ③身体障害者障害程度1、2級で要介護状態にある方(またはこれに準じると認められる方)
- ④病状は安定しているものの、医学的管理下^(※)に置く必要がある方
- ⑤介護者の休息等により、一時的に介護が受けられない方

(※)例:人工呼吸器、吸引、経管栄養が必要など

入院期間

年度28日以内(1回の入院は14日間まで)



利用者負担

レスパイト入院に関する費用は無料ですが、保険診療が発生した場合は自己負担がかかります。
医療機関までの移送費用や食費、差額ベッド代なども自己負担となります。

ご利用について

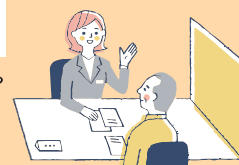
- ・医療機関との入院調整に時間を要することがありますので、土日祝日、年末年始を除いた5日前までに申請してください。
- ・通常の入院と同様、医療機関の医療や看護体制でのケアになります。
- ・病状悪化等により治療が必要になった場合は、治療入院となり、主治医との相談の上、転院となる場合もあります。
- ・介護保険制度及び障害者総合支援法の短期入所等が利用可能な場合は、そちらの利用が優先となります。

ご利用についてのご相談やお申し込みは、
難病診療連携コーディネーターまたはお住まいの地域の保健福祉事務所までお願いします。

- 難病診療連携コーディネーター TEL:0952-34-3605(携帯080-1530-6076)
- 佐賀中部保健福祉事務所 TEL:0952-30-1673
- 鳥栖保健福祉事務所 TEL:0942-83-3579
- 唐津保健福祉事務所 TEL:0955-73-4187
- 伊万里保健福祉事務所 TEL:0955-23-5186
- 杵藤保健福祉事務所 TEL:0954-22-2105



申請書はこちらから



※難病診療連携コーディネーターは「午前9時～午後4時まで」、各保健福祉事務所は「午前9時～午後4時45分まで」となります。
土日祝日、年末年始は電話が繋がりませんので、ご了承ください。

お問い合わせ先:佐賀県 健康福祉政策課 TEL:0952-25-7074